



熊本県公報

第 1 2 2 6 3 号

平成 25 年 11 月 5 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
 - 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 1
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (") 2
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (") 2
 - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの
意見…………… (商工振興金融課) 3
 - 争議行為の予告…………… (労働雇用課) 3
- 登 載 依 頼**
- 平成 2 5 年度熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催
…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 4

告 示

熊本県告示第 9 9 4 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
 平成 2 5 年 1 1 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社しげみ	訪問介護 ひな たぼっこ	八代市古閑中町 2 3 2 0 番地	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 9 9 5 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
 平成 2 5 年 1 1 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社しげみ	訪問介護 ひな たぼっこ	八代市古閑中町 2 3 2 0 番地	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第 9 9 6 号
 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 1 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ふじさわクリニック	荒尾市四ツ山町三丁目 6 番 3 号	平成 2 5 年 9 月 1 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ファイン薬局	天草市大浜町 8 番 8 号	平成 2 5 年 9 月 2 日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 絆	八代市古閑下町 2 2 2 4 番地	平成 2 5 年 8 月 9 日

熊本県告示第 9 9 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 1 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
市村皮膚科医院	名 称		平成 2 3 年 9 月 1 日
	皮膚科泌尿器科市村医院	市村皮膚科医院	

(調剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
東町調剤薬局	所 在 地		平成 2 5 年 8 月 1 2 日
	天草市東町 1 0 5 番地	天草市東町 8 5 番地	

熊本県告示第 9 9 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 1 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
定永外科整形外科医院	八代市本町三丁目 2 番 3 号	平成 2 5 年 8 月 2 5 日
ふじさわクリニック	荒尾市四ツ山町三丁目 6 番 3 号	平成 2 5 年 8 月 3 1 日

熊本県告示第 9 9 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本玉名線	玉名市天水町小天宇本田 4034番地先から 同所 4034番地先まで	87.8	一括道路 (工食用 迂回路)

2 供用を開始する期日 平成25年11月7日

公 告

熊本県公告第601号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により菊陽町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年11月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス菊陽店
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2199ほか
- 菊陽町から聴取した意見の概要
 - 地域の祭り等の行事を行う自治会等の団体に対して協力を行っていただきたい。
 - 従業員の採用に当たっては、菊陽町から雇用するようできるだけ配慮していただきたい。
 - 防犯対策及び青少年の非行防止対策に力を入れていただくとともに、駐車場等における適正な照明の設置、警備員の巡回等に配慮していただきたい。
 - 災害時の避難場所として駐車場等の敷地の一部を使用すること及び緊急時における店舗の物資の提供を行うことに係る協定の締結等について、菊陽町との協議を持っていただきたい。
 - 誰もが利用しやすい店舗となるようにユニバーサルデザインに配慮した店舗づくりに努めていただきたい。
 - マイバッグ運動、トレイ削減等を推進し、ゴミ減量等の対策に取り組んでいただきたい。
 - ネオン等の光については、周辺住民の受忍の範囲内での使用をお願いしたい。
 - 周辺地域への騒音防止対策として、来店者等に対して表示板等によりアイドリング防止やクラクションを鳴らさないことを促していただくとともに、店舗において使用する音楽及び営業宣伝による騒音が周辺住民等にとって受忍限度を超えるものにならないように配慮していただきたい。
 - 駐車場の利用時間の制限及び駐車場内における走行の安全かつ円滑化のため、誘導員や監視員による見回りの実施等の運営面での配慮をお願いしたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局総務振興課
平成25年11月5日から平成25年12月5日まで

熊本県公告第602号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成25年10月22日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成25年11月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 争議行為の日時
平成25年11月7日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 争議行為を行う場所
社会医療法人芳和会くわみず病院（熊本市中央区神水一丁目14-41）
社会医療法人芳和会本部事務所（熊本市中央区神水一丁目14-41）
社会医療法人芳和会熊本県民医連事務所（熊本市中央区神水一丁目14-41）
社会医療法人芳和会平和クリニック（熊本市中央区本荘二丁目15-18）
社会医療法人芳和会くすのきクリニック（熊本市北区龍田五丁目1-41）
社会医療法人芳和会菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
社会医療法人芳和会水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）

社会医療法人芳和会神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目 2-28）
 社会医療法人芳和会八代中央クリニック（八代市永碓町 1361）
 社会医療法人芳和会天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町 16-34）
 特定医療法人ピネル会ピネル記念病院（熊本市東区佐土原一丁目 8-33）
 社会福祉法人くまもと福祉会特別養護老人ホームたくまの里（熊本市東区御領一丁目 13-26）

3 争議行為の概要

(1) 目的

次に掲げる項目とする。
 ア 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員、夜勤の改善。厚生労働省「5 局長通知」「6 局長通知」の徹底。「ILO 看護職員条約」「夜業条約」の批准と、内容の職場での実現、看護職員確保法・基本指針の改正、改正福祉人材確保基本指針の実効性確保。
 イ 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払時間外労働の掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
 ウ 医療・介護・社会保障の拡充。「社会保障制度改革推進法」廃止・「一体改革」撤回。後期高齢者の医療制度の即時廃止。社会保障の切り捨てと患者負担の増大反対。医療費削減のための医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現。
 エ 国公立・公的・民間医療機関の統合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保。
 オ 200 万人以上看護体制を保障する「看護職員需給見通し」の根本見直し。長時間夜勤・2 交替制勤務反対。2 年課程通信制、各県 1 校の開設と受講保障、支援措置の確立と制度一本化。
 カ 消費税増税の中止。原発再稼働反対。原発依存から再生可能エネルギーへの転換。憲法 9 条を中心とする憲法改悪阻止・国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。国民主権奪う TPP 参加反対。

(2) 種類

救急外来患者及び入院中の重症患者のために、最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他全ての争議行為。

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 4 号

平成 25 年度第 4 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成 25 年 11 月 5 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
 委員長 高木 一孝

- 1 開催日時
平成 25 年 11 月 20 日（水）
午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 2 階 201 会議室
- 3 議題
平成 25 年 10 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - (3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話 096-333-2240）